

特定地域脱炭素移行加速化事業計画 作成要領

第1 特定地域脱炭素移行加速化事業計画の目的

特定地域脱炭素移行加速化事業計画（以下「事業計画」という。）は、2050年カーボンニュートラルの実現及び2030年温室効果ガス排出削減目標の達成並びに経済成長・産業競争力強化に向けて、意欲的な脱炭素の取組を行う地域において、地域の再生可能エネルギー等の導入目標を明らかにし、併せて特定地域脱炭素移行加速化交付金（以下「交付金」という。）の活用による事業の実施の方針等を示すことにより、目標を達成するための取組を継続的かつ包括的に実施することを目的として、作成するものとする。

第2 事業計画の計画事項

（1）事業計画の策定単位

事業計画の策定単位はとおり。

①民間裨益型自営線マイクログリッド事業

脱炭素先行地域に選定された地域等であって、官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域において、その実現のために自営線又は熱導管に接続する温室効果ガス排出削減効果の高い主要な脱炭素製品・技術の導入等の取組を実施する地方公共団体

（2）事業計画の期間

事業計画の期間は、目標を達成するために必要な事業を実施するため、概ね5年程度とする。ただし、民間裨益型自営線マイクログリッド事業について、令和8年度以降に交付対象事業を開始する場合であっても、最長で令和12年度（2030年度）までとする。

（3）事業計画の記載内容

①民間裨益型自営線マイクログリッド事業

事業計画の策定にあたっては、脱炭素先行地域の計画提案書のほか、地方公共団体ごとに別添様式1によることとする。

第3 事業計画の作成手続き

（1）事業計画の作成・提出

脱炭素成長型経済構造移行推進対策費交付金（特定地域脱炭素移行加速化交付金）交付要綱（令和6年2月13日 環地域事発第2402131号。以下「交付要綱」という。）第10条の規定に基づく環境大臣に対する事業計画の提出は、地方環境事務所長を経由するこ

とにより行うものとする。地方環境事務所長は提出を受けた当該事業計画の内容を確認し、不備又は不適當なものがないか等を審査し、受理すべきものと認めるときは、環境大臣に提出するものとする。なお、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和6年2月13日 環地域事発第2402131号）第10条に基づく、地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画とは別葉により提出するものとする。

（2）事前の評価及び事業計画の公表

地方公共団体は、事業計画の提出前に別添様式2を参考に、事業計画について自主的・主体的に検証を行い、その結果を事業計画とともに、地方環境事務所長を経由して環境大臣に提出するとともに、事業の着手前までに、それらを公表するものとする。なお、公表はインターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

第4 事業計画の変更

事業計画を変更する場合の手続きは第3に準ずるものとするが、次に掲げる事項の変更については、変更した事業計画を、地方環境事務所長を経由して環境大臣に送付すれば足りるものとする。

- （1）計画全体の交付限度額、又は当該年度若しくはその翌年度の単年度交付額の増額を伴わない、既存の交付対象事業ごとの交付金の額の変更、又は事業内容の変更
- （2）天災地変その他交付金の交付の決定後生じたやむを得ない事情（地方公共団体の責めに帰すべき事由による場合を除く。）の変更による次に掲げる事項の変更
 - ア 交付対象事業の追加・廃止
 - イ 交付対象事業の事業主体の変更

第5 事業計画の評価

- （1）交付要綱第22条に基づく事業計画の目標の達成状況等の評価（以下「事後評価」という。）は、次に掲げる事項について、地方公共団体が計画主体として適切に行うものとする。なお、別途実施する脱炭素先行地域に係る目標の達成状況等の評価に代えることができる。
 - ア 事業実施の内容
 - イ 目標の達成状況
 - ウ 今後の対応
- （2）事後評価の実施結果は、別添様式3により公表するとともに、地方環境事務所長を経由して、環境大臣に報告しなければならない。
- （3）事後評価は、原則として、事業計画の交付対象期間終了後の翌年度第1四半期に行うものとするが、特別の事情がある場合には、同年度内の任意の時期に行うことができるものとする。

附則

この作成要領は、令和6年2月13日から施行し、令和5年度予算に係る交付金事業から適用する。

【別添様式】

別添様式1 特定地域脱炭素移行加速化交付金事業計画（民間裨益型自営線マイクログリッド事業）

別添様式2 事前評価チェックシート（例）

別添様式3 目標の達成状況等の評価